

組織目標管理シート

年度	令和6年度		(参考) 関連する総合計画に おける政策指標	住宅が安心・安全で快適であると思う市民の割合	作成日	R6.4.1
組織名(部)	建築部	組織名 (準部・課・機関名)	住環境政策課		評価日	R7.3.31

○:達成
△:一部未達成
×:未達成

No.	組織目標		指標			主な取組(事業)		評価	目標達成状況	今後の方針
	総合計画(実施計画)上の位置づけ		取組指標	R6目標	R6結果	取組名称(事業名)	概要			
1	能登半島地震により家屋被害を受けた市民の皆様の日常生活を一刻も早く取り戻します。		家屋被害を受けた方で、応急住宅への入居及び転居費の支援を必要とする方への支援	支援件数／支援必要件数＝100%	100% (応急住宅:見込み含む)	賃貸型応急住宅借上げ事業 市営住宅の無償提供 被災者転居費支援事業	各事業の申請者(支援必要者)に対し、制度内容の説明や相談を丁寧に行い、応急住宅等を確保できるよう支援するとともに転居費用の一部を助成します。	○	【応急住宅】 入居申込については全て入居決定できる見込み。 【市営住宅】 入居希望者には全て提供済。 【転居費】 令和6年度末までの申請については、全て交付決定済。	【応急住宅・市営住宅】 入居者の入居期間満了後の安定的な住まいが確保できるよう支援していく。 【転居費】 申請期日を令和8年3月まで延長し、被災者への支援を継続していく。
2	適正な維持管理や有効活用に向けた空き家対策を推進します。	政策14-4-①	管理不全な空き家等の解消(市からの注意喚起・指導後の改善率)	60%	57.5%	空き家等対策	市民や地域からの情報提供・相談などにより把握した管理不全な空き家等について、現地確認や所有者等調査を行い、適正管理に向けた注意喚起を行うとともに各種相談窓口の情報提供などを行います。	×	地震の影響などにより増加した市民等からの通報に対し、所有者に対して注意喚起等を行ったため、改善率が目標に届かなかった。	管理不全な空き家の所有者に対し、今まで以上に積極的に関与するなど、空き家対策を一層強化していく。
3	住宅性能の質の向上や適正な維持管理を促進します。	政策14-4-①	バリアフリーや温熱性能(断熱性能)に不満がある人の割合	7.4%	11.50%	健康すまいリフォーム助成事業	子どもを安心して生み育てられ、高齢者等が健康で幸せに暮らせる住環境を創出することを目的として、既存のバリアフリーや温熱環境改善(省エネ化)などの住宅リフォーム費用の一部を助成します。	×	令和6年能登半島地震の影響のほか、建築資材や人件費の高騰など社会情勢の影響を受け、リフォーム工事が想定通り進まず目標値を達成できなかった。	市補助制度と国補助制度を合わせた利用促進を図り、住宅リフォームを推進する。
4	効率的で計画的な施設保全を推進し、安心・安全に暮らせる市営住宅を供給します。	行財2-2-②	市営住宅施設台帳	更新	更新	市営住宅ストック改善事業及び空き家修繕事業	市営住宅の効率的・計画的な長寿命化と空き家修繕による有効活用を図ります。	△	建築資材や人件費の高騰など社会情勢の影響を受け、目標としていた空室・空き家修繕150戸まで達成できなかった。	引き続き市営住宅の効率的・計画的な長寿命化と空き家修繕による有効活用を図る。
			空室・空き家修繕	150戸	129戸					
			現地調査	50%	60%					
5	市営住宅使用料の収納率の向上を図ります。	行財2-1-①	市営住宅使用料現年分の収納率	99%(見込み) 97.8%		・文書催告 ・電話催告 ・臨戸訪問 ・明渡請求	市営住宅使用料の滞納者に対して、文書及び電話催告や臨戸訪問などを行います。	×	昨年より0.58%ダウン 3月末97.8%(見込み) 今年度目標は未達成の見込み。	滞納者に対する催告や臨戸訪問を強化し、滞納解消に努める。

組織目標管理シート

年度	令和6年度			(参考) 関連する総合計画における政策指標	・地震被害想定における死者数 ・住宅が安心・安全で快適であると思う市民の割合	作成日	R6.4.1
組織名(部)	建築部	組織名 (準部・課・機関名)	建築行政課			評価日	R7.3.25

○:達成
△:一部未達成
×:未達成

No.	組織目標	総合計画(実施計画)上の位置づけ	指標		主な取組(事業)		評価	目標達成状況	今後の方針	
			取組指標	R6目標	R6結果	取組名称(事業名)				概要
1	住宅及び建築物の地震に対する安全性向上の取り組みを進めます。	政策13-1-① 政策14-4-①	耐震診断の申請件数	200件	237件	・住宅・建築物耐震改修等補助事業 ・耐震化の重要性の普及啓発 ・負担感軽減に向けた施策の実施	・住宅の耐震化を促進するため、公共施設でのパネル展示などによる普及啓発を図ります。 ・税部門と連携し、固定資産税等の納税通知書の同封チラシで補助制度をPRします。	○	能登半島地震の発生により、市民の住宅耐震化への意識が高まったことから、目標を超える申請があり、耐震化に向けた普及啓発を図られました。	次年度は、早期に耐震改修を行えるよう、耐震診断と補強設計を一括した補助制度に改訂するほか、耐震改修工事費補助の増額や除却工事への補助新設等、制度を拡充し、一層の耐震化促進に努めます。
			被災ブロック塀等撤去の申請件数	200件	456件 ※取消や廃止を除いた実施件数	・被災ブロック塀等撤去工事補助 ・能登半島地震により被災したブロック塀等の危険性、補助制度に関する情報提供	・ブロック塀の所有者に対し補助制度を周知し、今後の余震等による被害が発生しないよう安全性の確保を図ります。		能登半島地震により危険な状態となったブロック塀等の撤去について、目標を大きく超える件数の補助申請があったことから、道路等の安全性確保が図られました。	次年度は、従来の「危険ブロック塀等撤去工事補助制度」として、引き続き、通学路等総点検で確認された危険ブロック塀の対策をはじめ、道路等の安全性確保を図ります。
2	住宅及び建築物の安心・安全確保への取り組みを進めます。	政策14-4-①	管理不全な空家等の解消(市からの注意喚起・指導後の改善率)	60%	57.5%	・空家等対策	・管理不全な空き家に対し、文書等による注意喚起・指導等を行い、適切な管理状況とするよう改善を促し、管理不全な空き家の解消を図ります。	△	改善率 57.5% 能登半島地震の影響で例年以上に多くの情報提供があり、これらの所有者に対して文書送付を行ったことから注意喚起件数が増え、改善率が低下しました	今後は、住環境政策課 空き家対策・活用推進室に業務を引き継ぎ、改善のみられない空家について、引き続き所有者に対する注意喚起を行い、市民生活の安心・安全の確保を図ります。
		政策13-2-②	建築物に係る定期調査報告書の報告率(今年度報告対象の建築物のうち、市に報告がなされた割合)	84%	88.1%	・定期調査報告の推進	・定期調査報告について対象建築物の所有者・管理者に対し適切な案内を行い、適法な状態が維持されるよう促します。		報告率 88.1% 報告期限(9月30日)に報告のなかった建築物の所有者・管理者に対し、再度案内を行い、報告につなげました。	今後も適切なタイミングで報告を求める案内を行うことで、対象建築物が適法な状態で維持管理され、定期調査報告が確実に提出されるよう図ります。
3	住宅性能の質の向上による安全で快適な暮らしの実現に向けた取り組みを進めます。	政策14-4-① 行財1-4-①	改正建築基準法施行に向けた各種体制の整備	体制の構築		・改正建築基準法施行への対応	・令和7年度の改正建築基準法施行に向け、手数料改正、審査体制の整備、周知啓発等を行い、円滑に事務を行えるよう体制の構築を行います。	○	令和7年度の改正建築基準法施行に向け、手数料改正、関係規定の改正、審査体制の整備、周知啓発等を行い、円滑に事務を行えるよう体制の構築を行いました。	新潟県や各指定確認検査機関と密接に連携を図るほか、申請者等への説明を適切に行い、円滑に事務を行えるよう努めます。

組織目標管理シート

年度	令和6年度		(参考) 関連する総合計画における政策指標	公共施設の維持管理運営コスト	作成日	R6.4.1
組織名(部)	建築部	組織名 (準部・課・機関名)	建築保全課		評価日	R7.3.31

○:達成 △:一部未達成 ×:未達成									
No.	組織目標	指標			主な取組(事業)		評価	目標達成状況	今後の方針
		総合計画(実施計画)上の位置づけ	取組指標	R6目標	R6結果	取組名称(事業名)			
1	能登半島地震により家屋被害を受けた市民の皆様の日常生活を一刻も早く取り戻します。		住宅再建状況	家屋被害を受けた市民の皆様への住宅再建支援の実施	住宅再建支援を最優先として実施	液化化等被害住宅建替・購入支援事業 建築部各課で実施する災害対応事業についての窓口での受付業務	○	住宅再建支援を最優先として業務を行いました。液化化等被害住宅建替・購入支援事業については、令和7年度も引き続き支援できるよう、期限を延長しました。災害対応事業の窓口での受付業務を年間を通して行いました。	引き続き、家屋被害を受けた市民の皆様の日常生活を一刻も早く取り戻すため、災害対応を最優先として、業務を進めていきます。
2	公共建築物の計画的な保全により、長寿命化を推進します。	行財2-2-②	保全工事実施施設数 ()内は改修部位数	49施設 (77部位)	32施設 (42部位)	公共建築物保全適正化推進事業	×	災害対応を最優先として業務を行ったため、保全工事の発注率は63.5%にとどまりました。	災害対応を最優先としながらも、保全工事の実施率を向上させるため、公共建築課と協力して効率的な実施体制で取り組みます。今年度実施できなかった工事については、次年度以降に実施できるように準備を進めています。
3	地震に対する公共建築物の安全性を確保します。	行財2-2-②	公共建築物特定天井安全対策実施率	60.3%	60.3%	公共建築物特定天井安全対策推進事業	○	予定通り、黒埼地区総合体育館の改修工事を発注しました。	引き続き、実施計画に基づき事業を進めていきます。
4	公共建築物の省エネルギー化を図り、ライフサイクルコストの削減、脱炭素化を推進します。	行財2-2-②	空調機器更新施設数	10施設	10施設	公共建築物保全適正化推進事業	○	予定通り10施設の空調機器を更新しました。	今後も引き続き高効率・省エネルギー機器の導入により、ランニングコストの削減及び、脱炭素化を推進していきます。
			前年度、空調機器更新施設の更新効果検証数	10件	10件	公共建築物保全適正化推進事業		前年度更新施設10件について、更新効果の検証を行いました。	より効果的な改修工事を継続的に実施していくため、引き続き改修工事後の更新効果の検証を行っていきます。
5	職員の専門的職務遂行能力を向上させます。	行財1-4-①	実施回数 研修内容の理解度	5回 90%	10回 98%	技術職員向け研修会の開催	○	10回の課内研修会を開催し、理解度の目標を達成しました。	今後も職員の技術力・現場対応力の向上のため、日常的なOJTの他、継続的に研修会を開催するなどの取り組みにより、人材育成に努めていきます。

組織目標管理シート

年度	令和6年度			(参考) 関連する総合計画に おける政策指標	公共施設の維持管理運営コスト	作成日	R6.4.1
組織名(部)	建築部	組織名 (準部・課・機関名)	公共建築課			評価日	R7.3.26

○:達成
△:一部未達成
×:未達成

No.	組織目標	指標			主な取組(事業)		評価	目標達成状況	今後の方針
		総合計画(実施計画)上の位置づけ	取組指標	R6目標	R6結果	取組名称(事業名)	概要		
1	能登半島地震により家屋被害を受けた市民の皆様の日常生活を一刻も早く取り戻します。		家屋被害を受けた方で修繕支援を必要とする方全員への支援	修繕支援件数／修繕支援必要件数＝100%	国県制度：修繕支援件数(7,658世帯)／修繕支援必要件数(同数)＝100%	被災住宅応急修理事業(国県制度)液状化等被害住宅修繕支援事業(市独自の修繕制度)	各修繕事業の申請者(支援必要者)に対し支援内容の説明や修繕方法の相談を丁寧に行い完了手続きまで確実に行っていただくことで住宅復旧を支援します。	○ 国県制度の未申請者に対して、大切なお知らせによる周知に加え、訪問や電話による制度利用の勧奨を行うことで支援を必要としている被災者を把握しつつ、期限までに申請が間に合わない方には仮申請制度をもちいて希望者すべてを申請につなげました。 (申請数)国県制度：7,658世帯(仮申請含む) 市独自の修繕制度：11,167世帯	国県制度を申請受付した工事の完了へ導く支援を行いつつ、国県制度では対象とならない外構などの復旧支援について、市独自の修繕制度の利用勧奨を行いながら、被災者の生活再建に繋がめます。
2	公共工事の品質を確保し、公共建築物の長寿命化を推進します。	行財2-2-②	工事成績採点の検査職員の品質項目の評価値 (品質評価項目の評価割合 a=90%以上 a'=80%以上90%未満 b=70%以上80%未満 b'=60%以上70%未満 c=50%以上60%未満 d=50%未満)	工事件数の80%以上をa、a'、b評価	82%	竣工建築物の品質確保	今年度竣工する工事の工事成績評定において、品質に関する項目の評価値を一定レベル確保することで、公共施設の品質確保と長寿命化を推進します。	○ 81.8%(a=1、a'=5、b=3 計9件)対象工事全11件	品質に関する項目の評価値レベル確保を継続して取り組むことにより、公共施設の品質確保と長寿命化に努めます。
3	職員の専門的職務遂行能力を向上させます。	行財1-4-①	職員研修会の実施回数	10回	23回	技術職員向け研修会の開催・受講	時代の変化に適應した技術や現場対応力が求められるため、技術職員向けの研修会を開催し、職員の専門的知識の習得や技術力・現場対応力の向上に取り組みます。また、研修を受講し理解することで職務遂行能力を向上させます。	○ 職員研修会を23回実施し参加者の理解を得た。 (積算研修1回、プロボ・サール研修1回、修繕支援研修20回)	技術職員向けの研修会の開催を継続し、専門的知識の習得や技術力の向上に取り組むことにより、職員の専門的職務遂行能力の向上に努めます。
			研修内容の理解度(%)	90%	90%				